

令和2年度 クリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習 お知らせ

クリーニング営業者の皆様へ

■クリーニング業法（第8条の2第1項）により義務づけられている「クリーニング師の研修」及び「クリーニング業務従事者の講習」の開催についてお知らせします。

★今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため特例として、従前の講習会方式（第1型）ではなく、通信教育（第2型）で行うことになりました（※）。

※ 第1型については今後の状況を勘案して開催を検討します。ご希望に沿えない場合もありますが、第1型を希望する方は、申込書の該当欄にチェックしてください。

■次の①②のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① クリーニング業務に従事している方で、過去3年間にこの研修または講習を受講されていない方
- ② クリーニング業務に従事後1年以内の方

注1) 業務従事者の受講対象者については、従業員数によってその取扱いが異なりますので、裏面をご確認ください。

注2) 昨年または今年、他県にて研修・講習会を受講された方は、お手数ですが、当営業指導センターあてにご一報いただきますようよろしくお願いいたします。

注3) クリーニング師で、住所の変更がある方、廃業された方等はお手数ですが、受講通知を発送する際に新住所が必要となりますので、当営業指導センターあてにご一報いただきますようよろしくお願いいたします。

別紙

様式第2号の3 「クリーニング師研修受講申込書（第2型）」

様式第2号の4 「クリーニング業務従事者講習受講申込書（第2型）」

により受講の申込みをお願いします。

■本研修及び講習は、群馬県知事から指定を受けた公益財団法人全国営業指導センターが主催し、本県の営業指導センターが実施するものであります

■お問い合わせ先

公益財団法人 群馬県生活衛生営業指導センター

電話：027-224-1809（平日の9時～17時）

通信教育（第2型）の研修・講習について

本年度実施する通信教育での研修・講習は、会場に参集いただいて実施する研修会や講習会ではなく、受講申込者にテキストとレポート問題をセンターが送付し、定められた期間内にレポート問題の解答用紙を返送いただく方法で、受講認定を行うものです。

受講認定した場合は、受講認定証を送付いたします。

■申請手続き等

①本通知が郵送されます。

②受講が必要な方は、別紙の「受講申込書」に必要事項を記入し、群馬県営業指導センターあてファックス又は郵送で申込みを行います（締め切り：8月31日）。

○宛先：〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目7-12
群馬県住宅公社ビル4階
公益財団法人群馬県生活衛生営業指導センター

○ファックス：027-224-1610

③受講料を期日までに指定の口座（下記）に振り込みます（期日：8月31日）。

○受講料

・クリーニング研修	5,000円
・クリーニング業務従事者講習	4,500円

○受講料振込先口座

金融機関名：群馬銀行 県庁支店
預金種目：普通預金
口座番号：0178952
口座名義：（公財）群馬県生活衛生営業指導センター

④群馬県営業指導センターでは、「受講申込書」と「受講料納入」を確認した後、テキストとレポート問題を郵送します（発送：9月中旬頃）。

⑤受講者は、解答用紙を返信用封筒に入れて群馬県生活衛生営業指導センターに返送します（別途お知らせする締切日を厳守すること）。

⑥群馬県生活衛生営業指導センターは、解答用紙を審査（理解度を確認）し、修了証書を受講者に送付します。

■【留意事項】クリーニング業務従事者の対象者について

クリーニング業務従事者（取次店を含む）の講習は、①従事後3年毎、または②従事1年以内の方で、各営業所の従事者数（クリーニング師を含む）の5分の1以上（端数切り上げ）が受講対象となっていますので注意してください。

なお、クリーニング師研修の受講者は、クリーニング従事者講習を受講したものとみなされますので重複の受講は不要です。